医療職俸給表(二)

一級	一号俸から五十二号俸まで
二級	一号俸から三十二号俸まで
三級	一号俸から十六号俸まで
四級	一号俸から四号俸まで

医療職俸給表(三)

一級	一号俸から五十六号俸まで
二級	一号俸から四十号俸まで
三級	一号俸から十六号俸まで
四級	一号俸から四号俸まで

福祉職俸給表

一級	一号俸から五十二号俸まで
二級	一号俸から二十八号俸まで
三級	一号俸から四号俸まで

二　平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額

2　平成二十一年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」とする。

（人事院規則への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律（第九条及び次条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正）

第五条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「は」と読み替えて同項」を「は」と、同条第四項中「同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法」とあるのは「同法」と読み替えて同条第三項及び第四項」に改める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条の表第十六条第一項の項の次に次のように加える。

第十六条第三項	前項	育児休業法第十六条
第十六条第四項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業法第十六条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする

第二十四条の表第十六条第一項の項の次に次のように加える。

第十六条第三項	前項	育児休業法第二十四条
第十六条第四項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業法第二十四条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする

総務大臣　原口　一博
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十一月三十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第八十七号

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「百二十三万五千円」を「百二十三万千円」に改め、同項第二号中「百二十一万千円」を「百二十万七千円」に改め、同項第三号中「百二十一万千円」を「百二十万七千円」に、「百六万六千円」を「百六万三千円」に改め、同条第三項中「百五十一万二千円」を「百五十万七千円」に、「百四十四万八千円」を「百四十四万四千円」に改める。

第四条第二項中「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に、「六万八千円」を「六万七千八百円」に改める。

第七条の二ただし書中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

附則第三項中「九十二万三千円」を「九十二万円」に改める。